

社会福祉法人久慈福松会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久慈福松会（以下「当法人」という。）定款第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合の費用弁償は、旅費規程の定めるところによる。

(改廃)

第4条 本規程の制定、改廃は評議員会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。